

9 認知症施策推進大綱を踏まえた施策の推進について

国は、今年6月に「認知症施策推進大綱（以下「大綱」という。）」を取りまとめ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくこととしている。

大綱では、「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味であるとしているところである。さらに、誰もが認知症になりうることを意識するために、心身の状態が健康と病気の間で連続的に変化するものと捉える「未病」の考え方を取り入れることにより、「共生」の基盤のもと、認知症施策を進めていく必要がある。

加えて、認知症施策については、各自治体が、地域の実情を踏まえ、主体性を一層発揮し、積極的に施策を推進することで、より高い効果が期待できる。一方、認知症の病態解明が未だ不十分である中、自治体では、先進事例の蓄積や医学的知見が十分ではないといった課題があり、国の支援が不可欠である。

そこで、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 認知症施策の推進にあたっては、誰もが同じ社会でともに生きる、「共生」の基盤のもと、認知症についての正しい知識と理解に基づき、健康と病気の間を連続的に変化するものと捉える未病の考え方を踏まえた施策を推進すること。
- 2 国が、専門的な立場から自治体に対し助言を行うことや、企業が提供する認知症にかかる多様な商品・サービスについて国として評価や認証を行うなど、様々な場面で自治体を支援すること。

- 3 各自治体が大綱を踏まえた様々な施策を推進するための財源の確保に努めるとともに、施策の効果検証・見直しをすること。